

議案第 8 号

狭山市立保育所条例の一部を改正する条例

狭山市立保育所条例（昭和 5 5 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表狭山市立柏原保育所の項中「狭山市柏原 1 , 1 4 1 番地」を「狭山市柏原 1 1 4 1 番地」に改める。

第 7 条各号列記以外の部分中「保育の実施」を「保育所における保育」に改め、同条第 1 号中「保育の実施の」を「保育所における保育を行う」に改め、同条第 2 号中「保育の実施」を「保育所における保育を行う要因」に改め、同条第 3 号中「保育の実施」を「保育所における保育を行うこと」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 2 年 2 月 2 4 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正をするとともに、条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。